

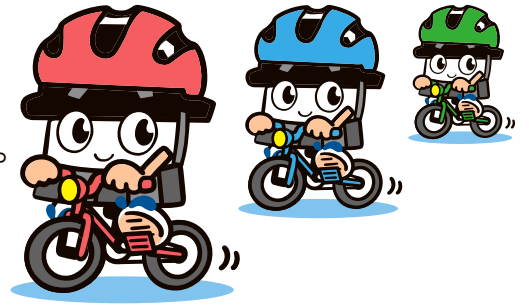
10月1日から自転車に関する 本市のルールが変わります！

本市では、自転車に関する事故が年間約300件以上起きています。

そこで、一層の交通ルールの順守やマナーの向上を図るため、

10月から「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」を改正します。

今から準備して、より安全に自転車を利用しましょう。



今回の自転車条例改正の3つのポイント



今回の条例改正の中でも特に重要な3つの柱に関して、皆さんからよく寄せられる質問に答えます。「知る」ことから「行動」につなげてください。

1 自転車ヘルメット着用 (努力義務)

Q 自転車のヘルメットって意味あるの？

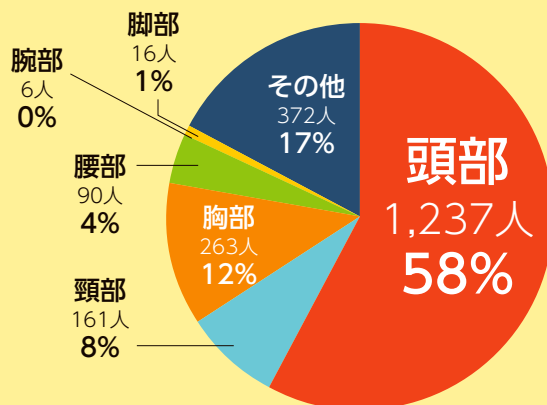
A 自転車乗用中での死亡原因の6割が「頭部損傷」です。ヘルメットを着用することで、頭部損傷による致死率を約1/2に減少することができます。このような重大事故を減らすため、市条例では、自転車ヘルメット着用の努力義務を設けました。

Q ヘルメットは重いし暑苦しそう

A ヘルメットは軽いもので250g程度。リング1個分くらいです。通気性も良く、快適に着用することができます。

Q ヘルメットなんて格好悪いでしょう？

A 最近の自転車用ヘルメットは、スポーツタイプから、買い物時や通勤時にも似合うものまで幅広くあり、色も多彩です。自分が気に入ったものを選んでみましょう。



〈グラフ②〉

全国での自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率



(グラフ①②ともに平成29年～令和3年合計、警察庁ホームページより)

2 自転車保険等への加入 (義務)

Q なぜ加入しないといけないの？

A 自転車も「車両」の一種です。運転中に加害者になることもあります。万が一の備えとして、加入を義務化しています。昨年加入された方は、更新を忘れずに。



3 夜間のライトの点灯(義務) 側方反射器材の装備(努力義務)

Q 暗くなってからライトをつけたらいいのでは？

A 買い物や帰宅時間の夕暮れの時間帯で、自転車事故が多く発生しています。自分の存在を示すためにも、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

また、横断中の事故を防ぐために、市条例では、側方反射器材の装備を努力義務としました。

